

# In brief

6 May 2014

## 共同支配事業に対する持分の取得

### 論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 11 号「共同支配の取決め」を修正し、事業に該当する共同支配事業の持分の取得に関する会計処理について、新たなガイダンスを定めています。

本修正は、このような取引における実務上の会計処理の不統一に対処するものです。

### 影響

#### IFRS 第 3 号の原則の適用

本修正は、投資者が「事業」(IFRS 第 3 号「企業結合」で定義)に該当する共同支配事業の持分を取得する場合に、企業結合の会計処理の原則を適用することを要求しています。

具体的には、投資者は以下の会計処理を行うことが必要となります。

- 識別可能資産および識別可能負債を公正価値で測定する
- 取得関連コストを費用処理する
- 繰延税金を認識する
- 残余をのれんとして認識する

上記以外にも、IFRS 第 11 号と不整合となる場合を除き、企業結合の会計処理に関するすべての原則が適用されます。

本修正は、共同支配事業に対する当初の持分の取得、および同一の共同支配事業に対する追加の持分の取得の両方に適用されます。ただし、同一の共同支配事業に対する追加の持分の取得により共同支配が維持される場合、以前に保有していた持分は再測定されません。

#### 適用範囲

本修正は、事業に該当する既存の共同支配事業の持分を取得する場合、または共同支配事業を設定し既存の事業を抛出する場合に適用されますが、共同支配事業の設定と事業の形成が同時に行われる場合には適用されません。また、投資者とその共通支配下にある共同支配事業との間の取引も除外されます。

#### 開示

本修正は、企業結合に関して IFRS 第 3 号および他の IFRS で明示している情報の開示を要求しています。

## 経過措置

この IFRS 第 11 号の修正は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より将来に向かって適用されます。早期適用は認められます。適用日より前の取引については、本修正の適用から除外されます。

IFRS 第 1 号における企業結合に対する免除の範囲が広がり、事業に該当する共同支配事業の持分の取得が含まれます。

## 見通し

共同支配事業はさまざまな業界で見られる形態ですが、本修正による影響を最も受けやすいのは、石油、ガス、鉱業および電力業界の企業でしょう。共同支配の取決めは、多国籍企業が新興市場に進出する際の最も有効な方法として頻繁に利用されており、それらの報告企業も同様に影響を受ける可能性があります。

本修正が要求する会計処理の変更により、IFRS 第 3 号における「事業」の定義、および IFRS 第 11 号における共同支配の取決めの分類についての判断が、より重要となる可能性があります。